

令和9年度委託訓練（日本版デュアルシステムコース）実施方針

- 1 実施主体 各県立高等技術専門学校
- 2 訓練実施場所 各専門校の所在市又は周辺市町
- 3 訓練期間 原則4～5ヶ月
(訓練時間：1日6時間を標準とし、1月100時間以上)
- 4 訓練目的 就業体験等を通じた就職意欲の喚起やビジネスマナー習得などの訓練導入講習から座学訓練、企業等における実習型訓練に至るまでの一貫した職業訓練を実施し、離転職者等実践的な能力を付与する。
- 5 訓練対象者 公共職業安定所に求職申込みを行っている求職者であって、安定所における職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受けた結果、企業実習を通じた実践的な職業訓練の受講が必要であると安定所長に判断され、受講指示、受講推薦等を受けた者。

6 訓練実施内容

(1) 下表の訓練を計画

分野	訓練科名	訓練期間（月）
①営業・販売・事務分野	経理スペシャリスト科	5
②未定	未定（上記以外の科で、修了生の就職に有利と見込まれるもの）	4程度

※訓練科ごとの訓練目標、訓練内容等は、別添1「訓練科概要（カリキュラム等）」のとおりとする。

(2) 訓練内容

ア 一般的事項

(ア) 訓練導入講習

- a 実施日数（時間数） 4日以上10日以下（24時間以上60時間以下）
- b 内容 以下の内容を盛り込んだものとする。
 - (a) 当該訓練修了後に予想される就職先の職種について、関係事業所を訪問しての現職従事者との意見交換、模擬実習体験等当該職種の就業体験機会となるもの・・・必須項目
 - (b) 当該訓練修了後に予想される就職先の職種に関する求人、労働条件、必要な免許・資格・実務経験等、雇用の状況に関する理解の促進に資するもの
 - (c) 当該訓練修了後に予想される就職先の職種について、企業等が求める人材像の理解の促進に資するもの
 - (d) 当該訓練の受講意欲の喚起に資するもの
 - (e) 職業に必要なビジネスマナー、コミュニケーション能力の向上に資するもの

(イ) 座学訓練

- a 標準訓練期間 週 5 日、1 日 6 時間
- b 訓練内容 座学の訓練及び実習による主に基礎的な知識、技能の習得

(ウ) 実習型訓練

- a 標準訓練期間 週 5 日、1 日 6 時間
- b 訓練内容 訓練コースに関する職種の実際の現場での実務を経験することによる実践的な知識、技能の習得
- c 受入れ先の開拓 実習型訓練の受入れ先となる企業等は、本訓練の委託先機関が確保するものとする。（調査表その 5）に記載）

イ 訓練科ごとの事項

（1）に掲げる訓練科ごとの訓練内容等は、別添 1 「訓練科概要（カリキュラム等）」のとおりとする。

(3) 就職支援

ア 訓練生への就職支援

(ア) 就職相談の実施

(イ) ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、訓練修了時の訓練生の能力評価（ジョブ・カード様式の職業能力証明シートによる）、履歴書、職務経歴書の作成指導、面接指導の実施

(ウ) 求人開拓、求人情報の提供、職業紹介に係る企業や公共職業安定所との調整

イ 実習型訓練を行う企業による、訓練生の実務能力の評価

ウ 訓練開始から修了後における訓練生の就職決定、内定状況の把握及び報告
中途退校時、修了時、修了 1 か月後・2 か月後・3 か月後の就職状況の報告

(4) 付帯業務

ア 必要に応じた訓練生の募集・選考業務、訓練実施計画の策定等

イ 入校（式）、修了（式）とこれに伴うオリエンテーション

ウ 訓練生の出欠席の管理及び指導

エ 訓練の指導記録の作成

オ 受講証明書及び職業訓練受講給付金に係る事務処理

カ 訓練生の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理

キ 訓練生の中途退校に係る事務処理

ク 受講証明書、欠席・遅刻・早退・欠課届、添付証明書等の確認及び提出指導

ケ 災害発生時の連絡及び必要な対応

コ 訓練実施状況の把握及び報告

サ 訓練生の能力習得状況の把握及び報告

シ 訓練生に交付した職業能力証明シート（OJT用）の写しの提出

ス 託児サービス付きのコースにあつては、訓練期間中の託児サービスの提供及び事務処理

セ その他高等技術専門校長が必要と認める事項

7 訓練生の募集・選考への協力

受託者は、各県立高等技術専門校において実施する訓練生の募集、学科試験等に関して、専門校の要請に応じて必要な協力を行うものとする。

8 その他

(1) 託児サービス付き訓練の要件

当該訓練の実施中に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）により定められた施設において託児サービスを自ら又は委託により提供できること。具体的には次の要件を全て満たしていること。

ア 訓練実施機関の施設内又は施設外において、訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを提供できること。施設外において託児サービスを提供する場合、原則として訓練実施場所から通所可能な距離にある場所であること。訓練実施場所から通所可能な距離にある場所以外で託児サービスを提供する場合には、訓練実施場所に児童の引き渡しを行う場所を設け、安全に配慮の上、送迎を行うこと。

イ 託児サービスの提供は、児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。なお、授乳・補水補助については託児サービス提供内容に含むものとする。

(ア) 保育所（保育所型認定こども園を含む）（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。）

(イ) 小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。）

(ウ) 家庭的保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。）

(エ) 幼保連携型認定こども園（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。）

(オ) 認可外保育施設（幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び企業主導型保育施設を含む。）（認可外保育施設指導監督基準（認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和 6 年 3 月 29 日付けこども家庭庁成育局長通知こ成保第 206 号）を満たしているものに限る。）

(カ) 一時預かり事業を行う施設（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）に規定する基準を満たしているものに限る。）

ウ 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に加入すること（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）。

エ 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

(2) デジタルリテラシーに関する内容を含むカリキュラムの設定等について

年代・職種を問わず、あらゆる人材がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにするため、次の対応を行うこと。

ア デジタルリテラシーに関する内容を含むカリキュラムの設定

訓練生が各訓練分野の就職に必要なデジタルリテラシーを身に付けるため、情報セキュリティに関する事項を必須とした上で、その他のデジタルリテラシーを含むカリキュラムを設定すること。

カリキュラムの内容については、訓練科ごとに別添2「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」を参考にして「デジタルリテラシーを含むカリキュラムの例」の中から、情報セキュリティに関する事項（B）及びその他のデジタルリテラシーを含むカリキュラム（A）を設定すること。

なお、本受託意向調査においては、同チェックシートの提出は不要である。

イ デジタルリテラシーの必要性・重要性に関する周知について

訓練生に対して県が指定するリーフレット（A4横スライド形式13ページ及びA4縦1ページ）を配付し、デジタルリテラシーの必要性・重要性について周知すること。

(3) 受託者（委託先）の要件等

ア 原則として「【役務（業務委託）】入札参加資格者名簿」に登録された事業者であること。

（参考）岡山県ホームページ（入札参加資格者名簿・入札参加除外情報等【物品・役務（業務委託）】）

【アドレス】<https://www.pref.okayama.jp/site/321/358180.html>

イ 岡山県内に営業拠点を有する者であること。

ウ キャリアコンサルタント（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第30条の3に規定するキャリアコンサルタント。）、キャリアコンサルタント技能士（1級若しくは2級）又は、能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者を配し、訓練生に対するジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、能力評価等については、これらのものを行うこと。

（参考）厚生労働省ホームページ（「ジョブ・カード制度」）

【アドレス】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/jobcard_system.html

エ 委託契約を締結する日において、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構）に係る有効な受講証明書を有する者が在籍していること。また、同ガイドラインを踏まえた訓練サービスの一層の質の向上を図ること。

（参考）厚生労働省ホームページ（職業訓練サービスガイドラインに関する施策について）

【アドレス】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/minkan_guideline.html

オ 受託者は、訓練の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症その他の感染症に対する感染防止対策を適切に実施すること。

カ 受託者の訓練コース別の就職率実績を岡山県のホームページ（労働雇用政策課）等で公表する予定としている。

- (4) 本訓練は国（厚生労働省）から県への委託事業であり、本事業に係る関係年度の国の予算及び事業計画並びに県の予算の成立を事業実施の条件とする。また、今後の国の要領改正・通知、その他の事情により、上記の内容（別添1「訓練科概要（カリキュラム等）」を含む。）の一部を変更することがある。